

# 特記仕様書

## (現場責任者)

- 第1条 受託者は、作業を円滑かつ確実に実行するため、作業計画の立案、行程管理及び精度管理を総括する者として現場責任者を定め、現場責任者届を契約後10日以内（土日祝日除く）に監督員に提出し確認を受けなければならない。また、この通知書の内容が変更になった場合も同様とする。
- 2 受託者は、現場責任者と受託者との直接的、恒常的な雇用関係が確認できるもの（健康保険証の写し等）を監督員に提出しなければならない。
- 3 現場責任者は、現場作業期間を除く日は、この業務の履行期間内であっても、他の請負工事の現場代理人・専任を要する管理技術者・主任技術者（下請の場合も含む）、及び別の維持管理業務の現場責任者として従事することを妨げない。また、専任を要しない請負工事（4000万円未満）の主任技術者として従事する場合は、現場作業期間も含め、同様の取り扱いとする。

## (機材の貸与)

- 第2条 ダム貯水池内の流木等の収集に必要な作業船及び網場は、ダム管理課所有の機材を貸出する。作業船の使用に際しては、使用前に受注者の責任において点検を行い、不備が生じている場合は監督員と協議を行うこと。万一損傷があった場合は、受注者の責任において原形復旧を行わなければならない。
- また、それらの機材について受託者の持込みとしても構わないが、その際に生じる機材の賃料ならびに損料等は設計変更の対象としない。

## (流木陸揚整正について)

- 第3条 本業務の流木陸揚整正の流木収集は、水面上の浮遊流木を網場を用い、比較的安易に収集可能な状況を標準とする。大規模な出水により、流木がゲート付近で積み重なって流木塊となり、そのままでは網場で収集不可能状況になった場合は、監督員と協議の上、設計図書の変更を行うことができる。

## (資材価格高騰に対する特例措置)

- 第4条 本業務は、資材価格高騰に対する特例措置の対象業務である。
- 2 本業務は、当初契約締結後において、設計単価の適用年月を、積算月から契約月へ変更するものとする。

殿

受注者 住所  
氏名

印

## 現場責任者届

業務名 \_\_\_\_\_

上記業務の現場責任者を次の者に決めましたので、お届けします。

氏名(生年月日)	( . . 生)	現場責任者の 顔写真を貼付
取得資格等 (取得資格があれば)		

- ※1 現場責任者と請負者との直接的な雇用関係が確認できるもの（健康保険証の写し等）を添付すること。  
＜直接的な雇用関係＞現場責任者と所属建設業者との間に雇用に関する一定の権利義務関係が存在することであり、在籍出向者や派遣社員は含めない。
- ※2 取得資格等がある場合は、以下の(1)、(2)について記入及び添付をすること。
  - (1) 取得資格等の欄には、建設業法第7条第2号イ、ロ、ハ及び第15条第2号イ、ロ、ハのうち該当するものを記入すること。
  - (2) 資格が、建設業法第7条第2号ハ及び第15条第2号イ、ハに該当するものは技術者取得資格証明書の写しを、建設業法第7条2号イ、ロ及び第15条第2号ロに該当するものは実務経歴証明書を添付すること。